

## 寄附金の税制優遇のご案内

公益財団法人日本科学協会へのご寄附は、特定公益増進法人へのご寄附として、**所得税（所得控除）、法人税、相続税**の優遇措置を受けることができます。

## 税制優遇について

### 1. 所得税（所得控除）

（寄附金×総所得の40%を限度－2,000円）＝控除限度額

※本会への寄附は税額控除の対象とはなりません。



### 2. 法人税

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

### 3. 相続税

本会に寄附した相続財産は、原則として非課税となります。

## 控除を受けるための手続き

本会が発行する受領書を確定申告の際に提出してください。

なお、各種手続き等の詳細はお近くの税務署、税理士までご確認ください。

公益財団法人 日本科学協会

<http://www.jss.or.jp/>

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル5階

Tel : 03-6229-5360 Fax : 03-6229-5369

E-mail : [info@jss.or.jp](mailto:info@jss.or.jp)